

平成22年3月25日

平成20事業年度決算における剰余金の取扱いについて

筑波大学理事・副学長（財務担当）

田 中 敏

本学は、平成22年2月17日付けで文部科学大臣より、平成20事業年度決算における当期総利益12億2,246万円のうち10億4,579万円が、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第3項に規定する剰余金として承認されました。

これを受けて、当該剰余金（10億4,579万円）を目的積立金（教育研究環境等整備積立金）として整理の上、計画的に使用することとし、全て目的積立金のまま第二期中期目標期間へ繰越すための必要な手続きを進めます。

また、当期総利益のうち当該剰余金以外の部分（1億7,667万円）については、積立金として整理します。

本学としては、今回承認された目的積立金を有効に活用するとともに、教育研究の充実・発展のため、自律的・戦略的な運営の実現を目指し、より一層の財政上の見直しや外部資金の獲得等に向けて努力してまいります。

別紙

利益の処分に関する書類

(平成22年3月25日)

(単位：円)

I 当期未処分利益		1,222,457,073
当期総利益	1,222,457,073	
II 利益処分類		
積立金	176,669,146	
国立大学法人法第35条において準用する独立行政 法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承 認を受けた額 (教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てるものである)	1,045,787,927	
	<u>1,222,457,073</u>	<u>1,222,457,073</u>